

(別紙)

○漏えい等事案のご報告先について（都道府県知事免許事業者の場合）

都道府県知事免許業者の漏えい等事案の報告先は、各都道府県となります。個人情報取扱事業者である宅地建物取引業者は、規則第7条各号事由が生じた場合には、速やかに、免許行政庁である都道府県知事にご報告いただくようお願いします。

※ご報告の際は、別記様式第一をメールに添付し、各都道府県の宅地建物取引業担当者までご送付ください。

○漏えい等事案のご報告先について（国土交通大臣免許事業者の場合）

国土交通大臣免許業者の漏えい等事案の報告先は、各地方整備局となります。個人情報取扱事業者である宅地建物取引業者は、規則第7条各号事由が生じた場合には、速やかに、免許行政庁である各地方整備局にご報告いただくようお願いします。

※ご報告の際は、別記様式第一をメールに添付し、各地方整備局の宅地建物取引業担当者までご送付ください。

3 添付資料（ご参考）

- ・別添1「権限委任先府省庁等の変更について」
- ・別添2「個人情報保護法に基づく権限の委任について」
- ・別添3「個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁並びに当該業種等における漏えい等事案発生時の報告先」
- ・別添4「地方支分部局の長等への権限の委任の状況」
- ・別添5「地方公共団体の長等が処理する事務」

※別添2ないし5については個人情報保護委員会HPで公表されています。

URL (<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kengenInin/>)

※条文につきましては、個人情報保護委員会HPをご参照ください。

URL (<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>)

<担当課>

国土交通省不動産・建設経済局不動産課

TEL 03-5253-8111（代表）

※個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度に関する一般的なご質問は、直接個人情報保護委員会へお問い合わせください。

個人情報保護法相談ダイヤル（個人情報保護委員会）

TEL 03-6457-9849